

令和7年度(2025年度)町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年(2026年)6月1日

提出者 町田市長 稲垣 康治

令和7年度（2025年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（専決第1号）に関する専決処分書

令和7年度（2025年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（専決第1号）を別紙のとおり定めることにつき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年（2026年）3月31日

東京都町田市長 稲垣 康 治

令和7年度（2025年度） 特別会計 補正予算書

目 次

令和7年度（2025年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（専決第1号）	5
第1表 歳入歳出予算補正	6
第2表 地方債補正	8
歳入歳出補正予算事項別明細書	
1. 総括	10
2. 歳入	
款1 繰入金	12
款4 市債	12
3. 歳出	
款2 事業費	14
地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該	
年度末における現在高の見込みに関する調書	16

令和7年度（2025年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（専決第1号）

令和7年度（2025年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,922,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年（2026年）3月31日専決処分

東京都町田市長 稲垣康治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1. 繰入金		322,399	63,000	385,399
	1. 繰入金	322,399	63,000	385,399
4. 市債		937,000	△ 63,000	874,000
	1. 市債	937,000	△ 63,000	874,000
歳	入 合 計	1,922,403	0	1,922,403

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳 出	合 計	1,922,403 千円	0 千円	1,922,403 千円

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鶴川駅南土地地区画整理事業	千円 937,000	-	% -	-	千円 874,000	-	% -	-